令和5年5月８日

保護者等様

愛知県立刈谷東高等学校長
脇 田　 廣 信

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月８日付けで、5類感染症に移行することとなります。それを踏まえ、下記のように感染防止対策を行いますので、ご協力をお願いいたします。

記

1　学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 平時

○　健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施します。これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はなくなります。

○　マスクの着用を求めないことを基本とします。また、食事をとる場面における「黙食」は必要ありません。

(2) 感染流行時

○　活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じることがあります。

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。

・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2　出席停止の措置について

○　感染が確認された者の出席停止の期間は、<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u>を基準とします。

○　出席停止の解除後、<u>発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨</u>します。

○　濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止にはなりません。

○　新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「感染症治療報告書」を提出してください。学校ホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。これまで使用していた「新型コロナウイルス感染症に関わる欠席報告書」は廃止します。